

会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（円子国浩君）

はい。

議 長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

おはようございます。

報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書は1ページから3ページとなります。

地方自治法第180条第1項の規定により、2ページからの専決処分書のとおり、損害賠償

の額の決定について、令和8年4月30日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

本件事故の概要は、令和8年2月22日、六戸町大字上吉田字前田199番地105付近の南部広域農道を走行していた車両が町道の穴に落ち、車両の左前輪のタイヤが破損したものでございます。

町の過失割合を60%とし、相手方に損害賠償額2万1,714円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 議案第25号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長（長谷 智君）

はい。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（長谷 智君）

議案第25号についてご説明します。

議案書の4ページと5ページ、併せて補足資料の1ページをお願いします。

本案は、印鑑登録証明書の交付に係る関係法律の改正により、六戸町印鑑条例のうち該当する条文を一部改正するものであります。

第11条第2項の印鑑登録証明書の交付申請に係る規定では、個人番号カードに特定在留カード及び特定特別永住者カードを追加する改正となります。

第13条の2の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定では、コンビニ交付によるもので、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社に関する法律の改正を受け一部改正するものであります。

附則では、施行期日を出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行日から令和8年6月14日とし、電気通信法等の法律の改正部分を公布の日としております。

以上で議案第25号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第26号 令和8年度六戸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（円子国浩君）

はい。

議 長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

議案第26号 令和8年度六戸町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書6ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,197万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億1,697万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、令和8年度補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

ご準備をお願いします。3ページをお開きください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款町税と10 款地方特例交付金は、軽自動車税の改正に伴う補正で、上段の3 項軽自動車税は1 目環境性能割を257万円、2 目種別割を4,591万3,000円それぞれ減額し、3 目軽自動車税は4,591万3,000円増額しまして、項の計で257万円減額計上となり、7 項旧法による税、

1 目軽自動車税環境性能割に59万7,000円及び10款地方特例交付金、1 項地方特例交付金に197万3,000円それぞれ増額計上いたしました。

下段の15款国庫支出金、2 項国庫補助金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の内定により1,191万3,000円増額計上をし、4 ページになります、16款県支出金、2 項県補助金は補助金活用希望者の2 名が採択されたことにより、地域農業構造転換支援事業補助金318万円と同補助金の新規就農者チャレンジ事業146万8,000円を計上しました。

下段の19款繰入金、1 項基金繰入金は、予算調整により財政調整基金繰入金292万円を増額計上し、次のページ、21款諸収入、5 款雑入は、1 つの町内会が申請しておりました備品整備事業について助成が決定となったことから、コミュニティ助成事業助成金250万円を計上いたしました。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、12節委託料に自治体システム標準化移行関連のシステム改修費用、団体内統合宛名システム過渡期連携ネットワーク変更業務ほかで220万円増額計上、7 目企画費は同じく12節委託料に地域公共交通ネットワーク再構築に向けた人材育成支援業務ほかで歳入と同額の1,191万3,000円増額計上し、10目まちづくり推進費は18節負担金、補助及び交付金に一般コミュニティ助成事業補助金として歳入と同額の250万円を計上いたしました。

8 ページをお願いします。

下段の6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費は、県の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金が事業実施主体からの支出が要件となるため、予算の組替えを行うもので、1 節報酬120万円と11節役務費の保険料8 万6,000円それぞれ減額し、次ページの上段の18節負担金、補助及び交付金に町の鳥獣被害防止対策協議会への補助金、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金128万7,000円増額計上いたしました。

3 目農業振興費は、18節負担金、補助及び交付金に、地域農業構造転換支援事業補助金318万円と同補助金の新規就農者チャレンジ事業146万8,000円をそれぞれ歳入と同額を計上いたしました。

以上で議案第26号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 令和8年度六戸町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第27号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長(円子国浩君)

はい。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

議案第27号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

議案書は9ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、旧学校施設の解体費用抑制及び民間事業者による有効活用を図るため、旧ふれあい昭陽館の土地と建物等を無償で譲渡することについて提案するものでございます。

議案書の10ページをご覧ください。あわせて、補足説明資料2ページから4ページもご参照ください。

1、無償で譲渡する財産、（1）種別、建物、所在、六戸町大字犬落瀬字四木77番97、構造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造・木造地上2階、延べ床面積、1,999平方メートル。

（2）種別、土地、所在地積、六戸町大字犬落瀬字四木77番97、1万2,533平方メートル、六戸町大字犬落瀬字四木77番415、2,349平方メートル、六戸町大字犬落瀬字四木77番456、1,554平方メートル、六戸町大字犬落瀬字四木77番457、2,159平方メートル、登記地目、学校用地。（3）その他旧学校施設関係の残置物含む。

2、無償で譲渡する相手方、住所、三沢市南町4丁目31番地3,469号、会社名、株式会社小坂工務店、代表者名、代表取締役、小坂仁志。

以上で議案第27号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番（山本 実君）

はい。

議長（下田敏美君）

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

議案第27号 財産の無償譲渡について反対をするものではございませんけれども、再確認させていただきたいと思います。

なお、この議案第27号と議案第28号は同じ案件でございますけれども、この無償譲渡をする、つまり町民の財産を無償で相手方に譲渡するんだよというふうな内容であるわけであり、執行者のほうから度々理由等については確認、または説明をいただいておりますので、本議場にいる我々は理解をしているわけでありましてけれども、ただ町民の中でなかなかそういうふうを考える人がいないというふうなのが現状というところがあるわけでありまして。つまり、町の財産を無償で譲渡するのか、つまり我々の言葉で言うのであれば、ただでくれるのかというふうを考える人が結構いらっしゃるわけでありまして。もちろん、その都度その都度説明はしているわけでありましてけれども、もちろん私だけではなく各議員の方々も説明はされていると思います。しかし、それはほんの一部の方にしか伝わっていないわけでありまして、今、改めてお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目になぜ無償譲渡にしたのかということでありまして。

それから、2つ目には無償譲渡をすることによって、当然町民に対してメリットがなければなりません。その無償譲渡によるメリットは何かと、どこにあるのかと。

それから、3つ目に相手方の事業計画は確認しているのかと。ただむやみに譲渡するのではないわけでありまして、当然相手方の使用目的というようなものを確認しながら、そして、それにまた町も同意をしながら決定をしたでしょうから、その辺のものを確認をしていますかと。

4つ目に、契約に伴う経費とか税が発生すると思うんです。この契約に伴う経費というふうなものは、どちらが負担するのかというふうなこと。私は相手方ではないのかなという思いはしておりますけれども、これは改めてお尋ねしたいと思います。

あと2つ。

目的外使用や転売防止、そういうふうな取決め措置はあるのか。譲渡を受けて数年して転売をしたというふうな、そういうふうな可能性もこれはなきにしもあらずというふうな、そういうふうなことも考えられるわけでありまして、事前に契約をする前の段階でそういうふうな取決めはしておくべきではないのかなという思いをいたしております。それについて、その契約書にうたうのか。

それから、もう一つ、6つ目でありますけれども、仮にその譲渡後にその事業が行われな
い場合、目的を持って譲渡を受けるわけでありまして、その事業が行われなかった場
合にどういうふうな措置がされるのか。

この6点についてお尋ねをしたいと思います。

企画財政課長（円子国浩君）

はい。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

お答えをいたします。

まず、1つ目の無償譲渡になぜしたのかでございますが、まずは解体費用に約3億3,000
万円ほどかかるという予算がございます。結構経費がかかるということが無償譲渡を考え
た一つの理由となります。あと、有償譲渡となった場合、補助金の返還等の可能性があるとい
うのも一つの理由となっているところもございます。

2つ目の無償譲渡のメリットとしましては、先ほども申し上げましたが、経費予算の削減、
歳出予算として何億円を執行しなくてもいい状況というものがメリットかと考えているところ
です。

3つ目の相手方の事業計画に関しましては、プロポーザルという形で募集をしまして、プ
レゼンテーションという形で事業内容の説明を受けている状況ですので、事業内容の確認は
しているところでございます。

4つ目の契約等に関わる経費等のことでございますけれども、プロポーザルで募集する段
階での実施要項にも書いてございますけれども、そういった経費等は事業者側が負担するこ
とになりますということは明記しているところでございます。

5つ目の転売防止というところでございますけれども、そちらのほうも譲渡をすることは
できませんという形で実施要項のほうにはうたっておりまして、契約書にもそこは条件づけ
しているところでございます。

6つ目の事業が行われなかった場合というところでございますが、プロポーザルの要項の

中の話になりますが、建物の活用が行われない場合は放置することなく速やかに解体してくださいという条件も付しているところでございます。また、いろんな状況の中で例えば周辺に悪影響とか、迷惑をかけているような状況があれば、そういった事実があれば随時指導等をしていきたいと思っているところです。

以上です。

11 番（山本 実君）

はい。

議長（下田敏美君）

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

大変よく分かりました。

1つだけ抜けているような感じがするわけなんですが、目的外使用が確認された場合にどういうふうな処置を取られるのか。譲渡した後のことでありますけれども、目的以外の使い方をしているというふうなことは譲渡した後に分かるわけでありまして、そういう場合はどういう対応をされるのか。権利はもう移っているわけでありまして、なかなか相手方に申し上げにくいようなところがあるわけでありまして、この辺のところの考えをお願いします。

企画財政課長（円子国浩君）

はい。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

先ほども説明いたしましたけれども、プロポーザルでその事業の内容の説明は受けていますので、まずもってはそれがされるんだろうなとは思っているところです。明らかに何か違

うというのがあれば随時、それは確認して、事情を聞きながら確認していきたいとは思っているところです。

以上です。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第28号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（円子国浩君）

はい。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子国浩君）

議案第28号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

議案書は11ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、旧学校施設の解体費用抑制及び民間事業者による有効活用を図るため、旧勤労者体育センターの土地と建物等を無償で譲渡することについて提案するものであります。

議案書12ページをご覧ください。あわせて、補足説明資料5ページから7ページもご参照ください。

1、無償で譲渡する財産、（1）種別、建物、所在、六戸町大字犬落瀬字権現沢54番118、構造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造・地上2階、延べ床面積、1,533.83平方メートル。
（2）種別、土地、所在地積、六戸町大字犬落瀬字権現沢54番118、6,739.17平方メートル、登記地目、宅地。（3）その他旧学校施設関係の残置物含む。

2、無償で譲渡する相手方、住所、六戸町大字折茂字前田150番地、会社名、有限会社メーブルファーム、代表者名、代表取締役、川村毅彦。

以上で議案第28号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより諮問第１号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（下田敏美君）

起立全員であります。

着席ください。

よって、諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第８ 同意第２号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、瀧口教育長より退席の申入れがありましたので、退席を許します。

（教育委員会教育長（瀧口孝之君）退席）

議 長（下田敏美君）

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第2号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

瀧口教育長の入場を許します。

(教育委員会教育長(瀧口孝之君)入場)

議 長(下田敏美君)

次に、日程第9 同意第3号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第3号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第10 同意第4号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（下田敏美君）

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第4号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第11 同意第5号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第5号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第12 同意第6号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（下田敏美君）

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第6号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第13 同意第7号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第7号を採決いたします。

採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長（下田敏美君）

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第7号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第14 同意第8号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 長（下田敏美君）

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第8号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第15 同意第9号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第9号を採決いたします。

採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第9号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第16 同意第10号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに

ついてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第10号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第17 同意第11号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第11号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第18 同意第12号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（下田敏美君）

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第12号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第19 同意第13号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第13号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第20 同意第14号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（下田敏美君）

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第14号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第21 同意第15号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを議題といたします。

ここで、田中会長より退席の申入れがありましたので、退席を許します。

（農業委員会会長（田中 誠君）退席）

議 長（下田敏美君）

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第15号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

田中会長の入場を許します。

(農業委員会会長 (田中 誠君) 入場)

議 長 (下田敏美君)

次に、日程第22 同意第16号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第16号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第23 同意第17号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第17号 六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意いたしました。

次に、日程第24 議員派遣についてを議題といたします。

このことについては、六戸町議会会議規則第126条第1項の規定により、議決を得るものであります。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付してあります資料のとおり、上北郡町村議会議長会議
員研修会のため7月1日に七戸町へ、青森県下町村議会議員研修会のため7月8日に青森市
へ全議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付してあります資料のとおり派遣することに決
定いたしました。

ただいま決定した派遣内容については、諸般の事情により変更する場合には議長に一任し

たいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣内容の変更につきましては、議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年第3回六戸町議会定例会を閉会いたします。

起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前10時41分）